

## 鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画（素案）

## 目次

## 第1章 計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 6
- 2 計画の位置付け . . . . . 6
- 3 計画の期間 . . . . . 6

## 第2章 計画策定の背景

## 1 少子化の現状

## (1) 出生の動向

- ① 合計特殊出生率と出生数 . . . . . 7
- ② 本県の年齢3区分別人口割合の推移 . . . . . 8

## (2) 未婚化・晩婚化の進行

- ① 婚姻率の推移 . . . . . 8
- ② 本県の年齢別未婚率の推移 . . . . . 9
- ③ 未婚化・晩婚化・晩産化に関する統計データ . . . . . 9

## (3) 幼稚園・保育所の利用状況

- ① 幼稚園の利用状況 . . . . . 10
- ② 保育所の利用状況 . . . . . 10

## 2 子どもを取り巻く環境の変化

- (1) 集団活動や異年齢交流の機会の不足 . . . . . 11
- (2) 多様な教育・保育ニーズへの対応 . . . . . 11
- (3) 仕事等と子育ての両立支援 . . . . . 11
- (4) 家庭や地域の子育て力の低下 . . . . . 11
- (5) 離島・過疎・へき地地域における教育・保育 . . . . . 11

## 第3章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

- (1) 県の推進体制 . . . . . 12
- (2) 市町村との連携 . . . . . 12

## 2 計画の達成状況の点検，評価，見直し

- (1) 点検，評価 . . . . . 12
- (2) 見直し . . . . . 12

## 第4章 教育・保育等の推進

### 1 区域の設定

- (1) 趣旨 . . . . . 13
- (2) 内容 . . . . . 13

### 2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び

- 確保方策 . . . . . 14

### 3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

- (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方
  - ① 認定こども園の普及 . . . . . 14
  - ② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援 . . . . . 14
- (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援 . . . . . 14
- (3) 教育・保育の必要性と推進方策 . . . . . 15
- (4) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携 . . . . . 15
- (5) 認定こども園等と小学校等との連携 . . . . . 15

### 4 地域子ども・子育て支援事業の推進 . . . . . 16

### 5 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

- (1) 認定こども園，幼稚園，保育所と地域型保育に従事する者の必要見込み人数と確保方策
  - ① 必要見込み人数 . . . . . 17
  - ② 確保方策 . . . . . 17
- (2) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援 . . . . . 17
- (3) 幼稚園教諭免許，保育士資格の併有促進についての周知 . . . . . 18
- (4) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施 . . . . . 18

### 6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

- (1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整 . . . . . 18
- (2) 認定こども園，幼稚園，保育所の利用定員設定時等の調整 . . . . . 18

### 7 教育・保育情報の公表 . . . . . 19

## 第5章 子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援等

### 1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童相談所の体制の充実強化 . . . . . 20
- (2) 市町村や関係機関との役割分担と連携の推進 . . . . . 21
- (3) 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備 . . . . . 21
- (4) 児童虐待防止についての意識啓発 . . . . . 22
- (5) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証 . . . . . 22

### 2 社会的養護体制の充実

- (1) 家庭養護の推進 . . . . . 22
- (2) 家庭的養護の推進 . . . . . 23
- (3) 専門的ケアの充実と人材の確保・育成 . . . . . 24
- (4) 自立支援の充実 . . . . . 24
- (5) 家族支援と地域支援の充実 . . . . . 25
- (6) 子どもの権利擁護の推進 . . . . . 26

### 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) 子育て・生活支援策 . . . . . 26
- (2) 就業支援策 . . . . . 27
  - ① 就業相談事業等 . . . . . 28
  - ② 就業に向けた能力開発への支援 . . . . . 28
- (3) 経済的支援策 . . . . . 29

### 4 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

- (1) 障害児に対する支援 . . . . . 30
- (2) 特別支援教育の推進 . . . . . 31

## 第6章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- (1) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 . . . . . 33
- (2) 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進 . . . . . 33
- (3) 公共調達における優遇措置 . . . . . 34

### 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備 . . . . . 34

## 別表 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び 確保方策

### 1 各区域

- (1) 鹿児島市区域
- (2) 鹿屋市区域
- (3) 枕崎市区域
- (4) 阿久根市区域
- (5) 出水市区域
- (6) 指宿市区域
- (7) 西之表市区域
- (8) 垂水市区域
- (9) 薩摩川内市区域
- (10) 日置市区域
- (11) 曾於市区域
- (12) 霧島市区域
- (13) いちき串木野市区域
- (14) 南さつま市区域
- (15) 志布志市区域
- (16) 奄美市区域
- (17) 南九州市区域
- (18) 伊佐市区域
- (19) 始良市区域
- (20) 三島村区域
- (21) 十島村区域
- (22) さつま町区域
- (23) 長島町区域
- (24) 湧水町区域
- (25) 大崎町区域
- (26) 東串良町区域
- (27) 錦江町区域
- (28) 南大隅町区域
- (29) 肝付町区域
- (30) 中種子町区域
- (31) 南種子町区域
- (32) 屋久島町区域
- (33) 大和村区域
- (34) 宇検村区域
- (35) 瀬戸内町区域
- (36) 龍郷町区域

- (37) 喜界町区域
- (38) 徳之島町区域
- (39) 天城町区域
- (40) 伊仙町区域
- (41) 和泊町区域
- (42) 知名町区域
- (43) 与論町区域

## 第1章 計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨〔任意記載事項：基本指針別表第七の一〕

子ども・子育て支援については、平成24年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供，保育の量的拡大・確保，地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）など子ども・子育て関連3法が制定され，子ども・子育て支援の新たな制度（以下「新制度」という。）が創設されたところです。

新制度においては、実施主体である市町村が、住民に最も身近な地方公共団体として、質の高い教育・保育（※）と地域子ども・子育て支援事業の提供を行い，県は，市町村が行う子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業が適正，円滑に行われるよう必要な助言や援助を行い，子ども・子育て支援のうち，特に専門性の高い施策や各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を行うこととなっています。

このことから，県が新制度の推進に取り組むに当たり，その方向性と取組内容を示す「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

〔 ※ 子ども・子育て支援法に定める教育・保育  
（子ども・子育て支援法第7条第2項及び第3項） 〕

### 2 計画の位置付け〔任意記載事項：基本指針別表第七の一〕

この計画は，子ども・子育て支援法に基づき策定するものですが，盛り込む内容が本計画と重複する，母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく鹿児島県母子家庭等及び寡婦自立促進計画，児童福祉法に基づく鹿児島県保育計画，放課後子ども総合プランに係る鹿児島県行動計画を含むものです。

また，かごしま将来ビジョン，鹿児島県教育振興基本計画，鹿児島県社会的養護推進計画，鹿児島県障害者計画など，県が策定する子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画と調和が保たれた計画としています。

### 3 計画の期間〔任意記載事項：基本指針別表第七の六〕

この計画の期間は，平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 少子化の現状〔県独自記載事項〕

#### (1) 出生の動向

平成25年の本県の合計特殊出生率(※)は、1.63で全国の1.43は上回るものの、人口維持に必要とされる2.07を大幅に下回っています。

また、平成25年の本県の出生数は14,637人で、昭和40年と比べて約半分となっています。

〔※ 合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。〕

#### ① 合計特殊出生率と出生数

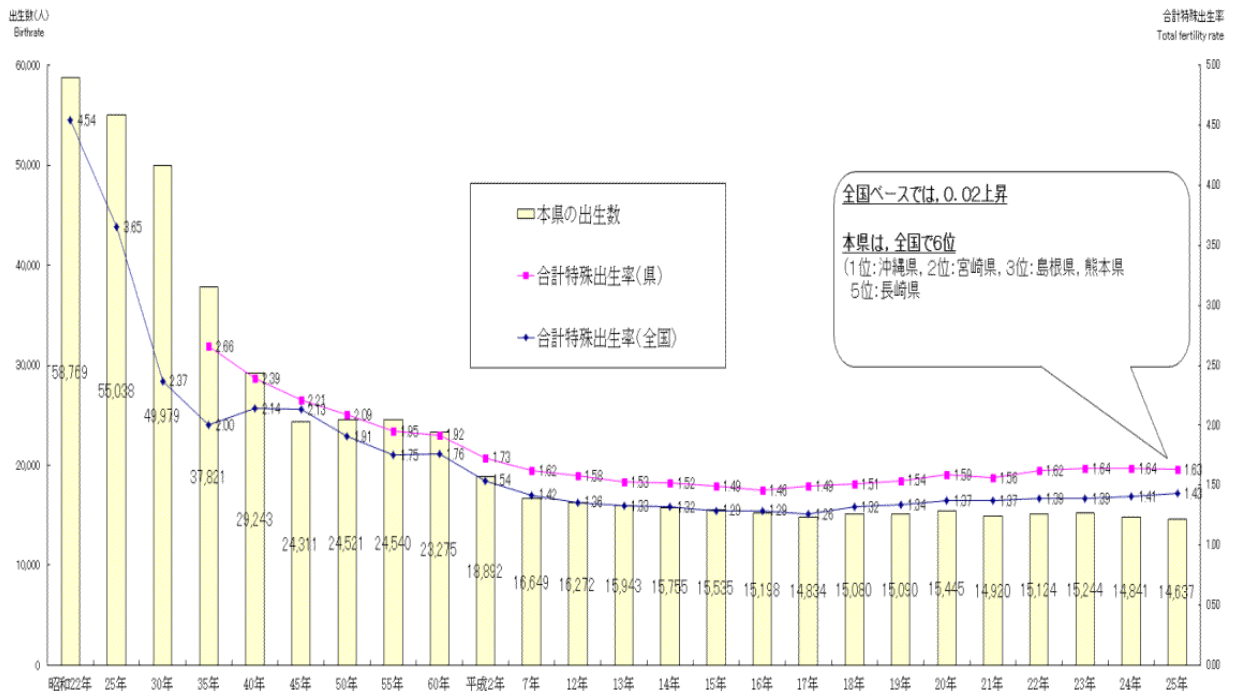
	全国		鹿児島県	
	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年
合計特殊出生率	1.41	1.43(+0.02)	1.64	1.63(▲0.01)
出生数	1,037,231人	1,029,800人(▲7,431人)	14,841人	14,637人(▲204人)

※都道府県別の合計特殊出生率

平成25年 ①沖縄県(1.94) ②宮崎県(1.72) ③島根県、熊本県(1.65) ⑤長崎県(1.64)  
 (平成24年 ①沖縄県(1.90) ②島根県(1.68) ③宮崎県(1.67) ④鹿児島県(1.64))

資料：平成25年人口動態統計月報年計(概数)

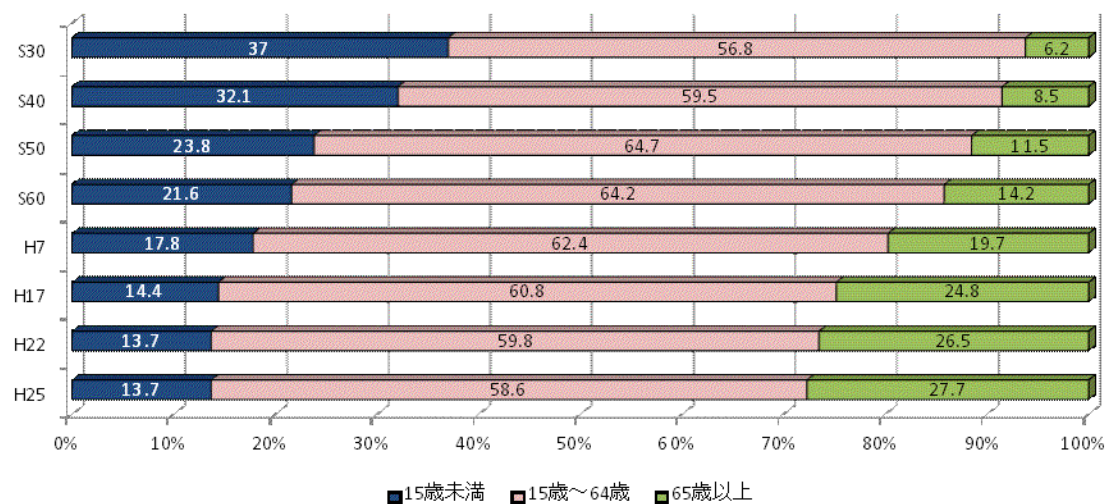
#### 出生数、出生率の推移



資料：人口動態統計，国勢調査

## ② 本県の年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の年次推移をみると、0～14歳の年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しており、平成25年は年少人口13.7%、老年人口27.7%となっています。



資料 県統計課「鹿児島県の推計人口」

## (2) 未婚化・晩婚化の進行

### ① 婚姻率の推移

平成25年度の全国の婚姻率（人口千対）は5.3、本県は4.9となっており、全国に比べ未婚化が進行しています。

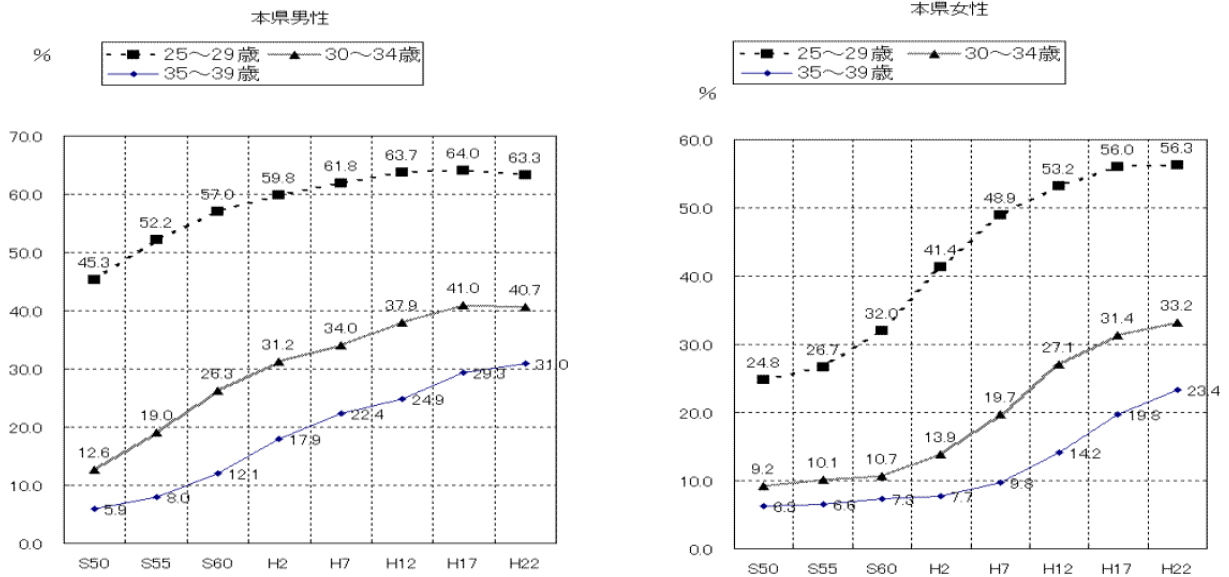
		1980(昭和55)年	2010(平成22)年	2012(平成24)年	2013(平成25)年
全国	婚姻件数	774,702組	700,214組	668,869組	660,594組
	婚姻率(人口千対)	6.7	5.5	5.3	5.3
鹿児島県	婚姻件数	11,539組	8,682組	8,080組	8,179組
	婚姻率(人口千対)	6.5	5.1	4.8	4.9

資料：人口動態統計



② 本県の年齢別未婚率の推移（25歳～39歳）

男女の各年齢層とも未婚率の割合が上昇していますが、男性の25～34歳においては、平成17年から僅かながら減少に転じるなどの状況も見られます。



資料：国勢調査

③ 未婚化・晩婚化・晩産化に関する統計データ

生涯未婚率は、全国、本県とも大幅に上昇しています。また、平均初婚年齢も高くなっており、晩婚化が進行しています。これに伴い出生時の母の年齢も高くなっています。

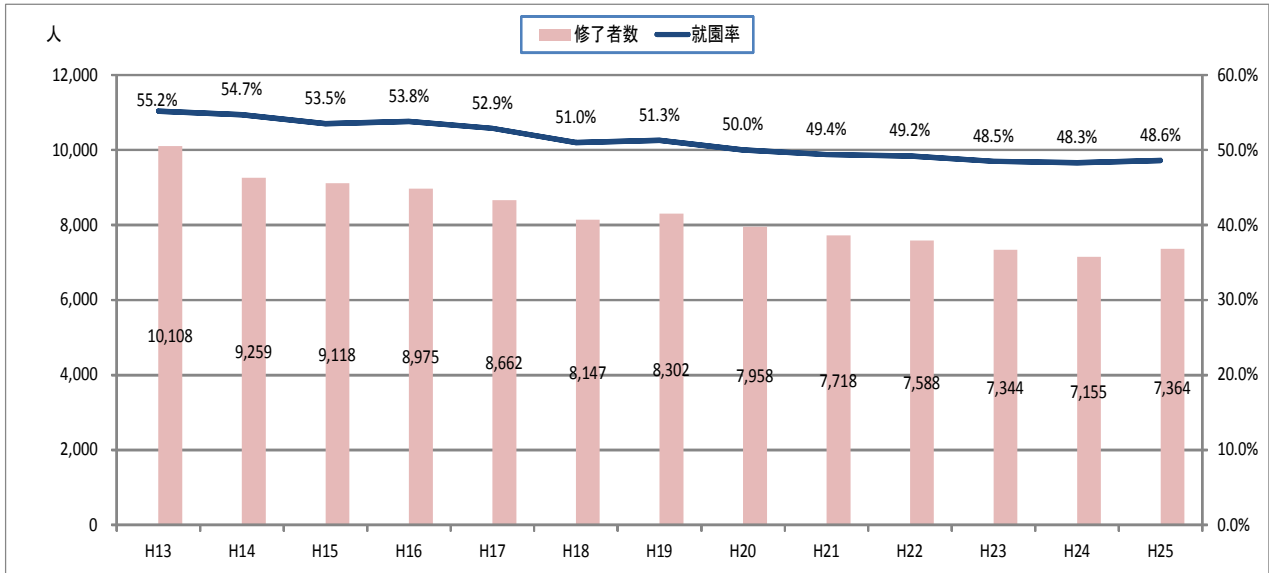
			1980(昭和55)年	2010(平成22)年	2011(平成24)年	2012(平成25)年
生涯未婚率	全国	男性	2.6%	20.1%		
		女性	4.5%	10.6%		
	本県	男性	2.8%	20.4%		
		女性	5.3%	10.6%		
平均初婚年齢	全国	男性	27.8歳	30.5歳	30.8歳	30.9歳
		女性	25.2歳	28.8歳	29.2歳	29.3歳
	本県	男性	27.5歳	29.7歳	30.0歳	30.3歳
		女性	25.2歳	28.2歳	28.7歳	28.9歳
出生児の母の年齢	全国	第1子	26.4歳	29.9歳	30.3歳	30.4歳
		第2子		31.8歳		
		第3子	30.6歳	33.2歳		
	本県	第1子		28.9歳		
		第2子		30.9歳		
		第3子		32.6歳		

資料：国勢調査，人口動態統計

### (3) 幼稚園・保育所の利用状況

本県における幼稚園の利用率は減少傾向、保育所の利用率は増加傾向にあります。

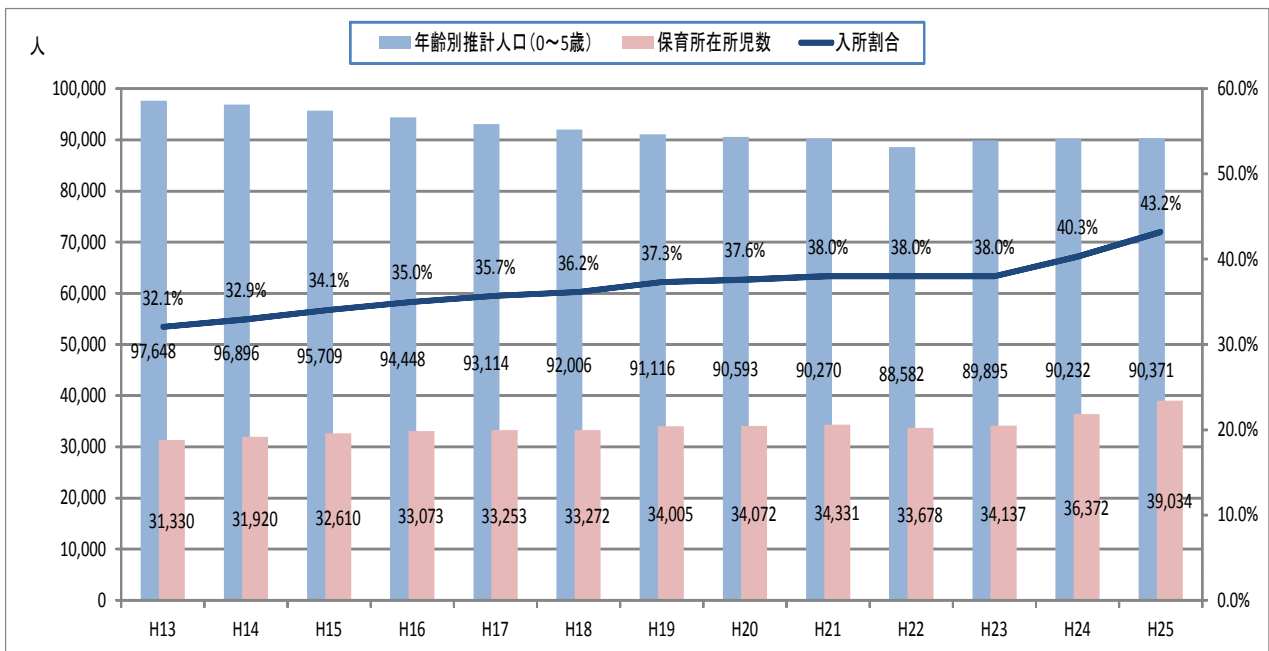
#### ① 幼稚園の利用状況



資料：学校基本調査報告書

※ 幼稚園の就園率：各年の小学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者数の割合

#### ② 保育所の利用状況



資料：鹿児島県年齢別人口推計結果，社会福祉施設等調査

※ 保育所の入所割合：各年10月1日の年齢別推計人口(0~5歳)に対する保育所在所児数の割合

## 2 子どもを取り巻く環境の変化〔県独自記載事項〕

近年の子どもの育ちについては、基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、運動能力の低下、他者とのかかわりが苦手、自制心や規範意識が十分育っていないなどの指摘があり、その背景として次のような課題があるとされています。

父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、親の育児を単に肩代わりするのではなく、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、子どものより良い育ちを実現する方向となるような子育て支援を進めていくことが必要とされています。

### (1) 集団活動や異年齢交流の機会の不足

少子化が進行し、子どもの数やきょうだいの数も減少する中で、乳幼児の成長・発達にとって大切な、集団の中で同年齢児や異年齢児と共に育つ体験を十分に得ることが困難な状況となっています。

### (2) 多様な教育・保育ニーズへの対応

パートタイム労働等の就業形態をはじめとする生き方（ライフスタイル）の多様化により保育ニーズも多様化しており、こうした多様な保育ニーズへの対応が求められています。また、幼稚園教育についても、地域によっては、幼稚園がないなどの事情により幼稚園の教育を希望する者がこれを受けられない状況も見られます。

### (3) 仕事等と子育ての両立支援

共働き世帯が増加する中で、仕事やその他の活動と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童や放課後児童クラブが不足しているいわゆる「小1の壁」の問題を解決する必要があります。

また、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれた生活を送ることができるよう、働き方の見直しが必要となっています。

### (4) 家庭や地域の子育て力の低下

核家族化の進行や地域関係の希薄化などによる家庭や地域の子育て力の低下等を背景に、子育てが孤立化し、子育てに不安や負担を感じる親が増加しています。

子育てを取り巻く環境が変容する一方で、特に幼稚園や保育所に通っていない在宅の3歳未満の子どもの子育て支援について、保護者が子育ての相談をする場や子どもと共に交流する場が必要となっています。

### (5) 離島・過疎・へき地地域における教育・保育

離島・過疎・へき地地域においては、子どもの数が少ないことから、教育・保育を行う施設や事業の確保、放課後児童クラブなど地域子ども・子育て支援事業の実施が困難な地域があります。

このような地域においては、事業に従事する者の確保が他の地域より厳しい状況となっています。

## 第3章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進体制〔県独自記載事項〕

#### (1) 県の推進体制

計画の内容は、教育、児童福祉、障害福祉、母子保健、労働等各部局に関連があることから、計画の推進にあたっては、関係部局間の連携を強化し取り組みます。

また、計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づく合議制の機関である鹿児島県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえ取り組むこととします。

#### (2) 市町村との連携

新制度の実施主体である市町村は、利用定員の設定・変更(※1)や市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更(※2)を行う場合は、あらかじめ県と協議をすることとなっていますが、これらの協議を通じて県や市町村の計画が適正かつ円滑に実施されるよう十分に市町村との連絡、調整を図ります。

また、必要に応じ説明会を開催するなど、市町村の計画推進に必要な情報提供に努めます。

〔 ※1：子ども・子育て支援法第31条第3項，法第32条第3項  
※2：                   "                   第61条第9項 〕

### 2 計画の達成状況の点検，評価，見直し

〔任意記載事項：基本指針別表第七の七〕

計画の達成状況の点検，評価，見直しにおいては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応します。

#### (1) 点検，評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検，評価を行い、その結果を公表します。

#### (2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっていますが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととします。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とします。

## 第4章 教育・保育等の推進

### 1 区域の設定

[必須記載事項：法第62条第2項第1号，基本指針第三の四の1，別表第五の一]

#### (1) 趣旨

県子ども・子育て支援事業支援計画においては、教育・保育の量の見込み（需要量）と実施しようとする教育・保育の提供方法と実施時期（確保方策）を定める単位となる区域を設定することになっています。

設定に当たっては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえることとなっており、この区域が、教育・保育施設の認可，認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

#### (2) 内容

市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、広域利用等の実態を踏まえた結果、県設定区域は市町村単位とします。

具体的には、以下の43区域です。

鹿児島市区域（鹿児島市）	長島町区域（長島町）
鹿屋市区域（鹿屋市）	湧水町区域（湧水町）
枕崎市区域（枕崎市）	大崎町区域（大崎町）
阿久根市区域（阿久根市）	東串良町区域（東串良町）
出水市区域（出水市）	錦江町区域（錦江町）
指宿市区域（指宿市）	南大隅町区域（南大隅町）
西之表市区域（西之表市）	肝付町区域（肝付町）
垂水市区域（垂水市）	中種子町区域（中種子町）
薩摩川内市区域（薩摩川内市）	南種子町区域（南種子町）
日置市区域（日置市）	屋久島町区域（屋久島町）
曾於市区域（曾於市）	大和村区域（大和村）
霧島市区域（霧島市）	宇検村区域（宇検村）
いちき串木野市区域（いちき串木野市）	瀬戸内町区域（瀬戸内町）
南さつま市区域（南さつま市）	龍郷町区域（龍郷町）
志布志市区域（志布志市）	喜界町区域（喜界町）
奄美市区域（奄美市）	徳之島町区域（徳之島町）
南九州市区域（南九州市）	天城町区域（天城町）
伊佐市区域（伊佐市）	伊仙町区域（伊仙町）
始良市区域（始良市）	和泊町区域（和泊町）
三島村区域（三島村）	知名町区域（知名町）
十島村区域（十島村）	与論町区域（与論町）
さつま町区域（さつま町）	

2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策  
〔必須記載事項：法第62条第2項第1号，基本指針第三の四の2，別表第五の二〕  
市町村と調整，協議を行い，別表のとおりとします。

保育については，平成29年度末まで，その他については平成31年度末までに  
区域ごとの教育・保育の量の見込みに対応する確保方策を設定しています。

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制  
〔必須記載事項：法第62条第2項第2号，基本指針第三の四の3，別表第五の三〕

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

① 認定こども園の普及

認定こども園については，幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち，保護者の就労  
状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること，また，  
地域の子育て支援も行う施設であることから，地域の実情に応じその普及を図り  
ます。

② 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

幼稚園や保育所が認定こども園に移行する希望がある場合には，原則として認  
可・認定基準を満たす限り，認可・認定を行うこととします。

具体的には，教育・保育の供給量が需要量を上回る場合においても，各区域ご  
とに別表に定める「県の定める数」までは，認可・認定を行うこととします。

また，移行に際し，施設整備が必要な場合には，補助事業の活用を図ります。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
認定こども園へ の移行に必要な 整備等の促進	幼稚園や保育所が認定こども園に移行する 希望がある場合や認定こども園が施設を整 備する必要がある場合の補助	青少年男女共同 参画課

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

幼保連携型認定こども園は，学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため，  
その職員である「保育教諭」については，「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」  
の両方の免許・資格を有することが原則です。また，幼稚園型認定こども園や保育  
所型認定こども園においても，「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免  
許・資格を有することが望ましいとされています。

このため，認定こども園が，幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設で  
あることを踏まえ，幼稚園教諭と保育士に対する合同研修の充実を図ります。

### (3) 教育・保育の必要性と推進方策

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としており、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、事業の実施主体である市町村と十分に連携し、質の高い教育・保育の総合的な提供に取り組みます。

### (4) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

このため、認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携が図られるよう支援します。

### (5) 認定こども園等と小学校等との連携

認定こども園、幼稚園、保育所から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続される必要があります。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力し連携する必要があります。

このため、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の関係者による連絡協議会の開催等（研修会の開催、相互の職場研修、非常勤講師等で相互の経験者を活用すること、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進など）により連携を図ります。また、発達障害を含む全ての障害のある子どもに対する幼児期から義務教育段階への円滑な接続に当たって、家庭や医療、福祉等の関係機関との連携を促進します。

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の推進〔県独自記載事項〕

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象とする事業として、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、一時預かり事業などを市町村が地域の实情に応じて実施していきます。

県としては、各事業についての説明会を開催するなど、市町村の取組を促進します。

また、放課後児童クラブと放課後子供教室については、「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援する必要があることから、県としては、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会」を設置し、市町村の取組を推進します。

##### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
妊婦健康診査の充実	市町村や関係医療機関等と連携した妊婦健康診査の内容の充実 妊婦健診の必要性や公費負担制度等についての積極的な周知，広報による受診勧奨	子ども福祉課
乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問への取組の促進	乳児家庭への訪問事業や養育支援を必要とする家庭への訪問事業など児童虐待の発生子予防につながる地域子育て支援事業への市町村の取組を促進	子ども福祉課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	働く人の家庭と仕事の両立支援や子育て支援等を行うファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課



## 5 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

〔必須記載事項：法第62条第2項第3号，基本指針第三の四の4，別表第五の四〕

### (1) 認定こども園，幼稚園，保育所と地域型保育に従事する者の必要見込み人数と確保方策

#### ① 必要見込み人数（暫定値）

（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	1,520	1,707	1,820	1,778	1,747
保育士	6,079	5,706	5,421	5,327	5,262
幼稚園教諭	682	625	583	583	567
保育従事者 *1	20	18	12	10	9
家庭的保育者 *2	3	4	10	10	10
家庭的保育補助者 *3	3	4	8	8	8
家庭的保育者 *4	3	4	10	10	10

\*1：小規模保育事業B型における保育従事者

\*2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

\*3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

\*4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※ 必要見込み人数については，厚生労働省作成「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出のためのワークシート」により算出

#### ② 確保方策

必要な事業従事者の確保については，国の「保育士確保プラン」に基づき，新たな保育士の育成・就業支援，潜在保育士の復帰支援，保育士就業継続，働く職場の環境改善に取り組みます。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

新制度においては，小規模保育，家庭的保育，ファミリー・サポート・センター，放課後児童クラブ，地域子育て支援拠点事業等が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となり，これらの事業の拡充に伴い，人材の確保及び資質の向上が必要となります。これらの事業に従事するために必要な研修を実施し，研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定することにより，その確保と資質の向上を図ります。

また，放課後児童クラブと放課後子供教室に従事する放課後児童支援員等についても，研修を実施し，その確保と質の向上を図ります。

(3) 幼稚園教諭免許、保育士資格の併有促進についての周知

保育教諭については、認定こども園法附則第5条において、施行の日から起算して5年間は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のいずれかを有する場合は保育教諭となることができることとし、この間において、片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置が講じられています。

このため、この特例措置について、説明会や研修会等において、対象者への周知を図っていきます。

(4) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

幼稚園教諭・保育士に対しては、引き続き計画的に研修を行うとともに、実情に応じ見直しを行い、質の高い教育・保育の提供に努めます。

【主な研修】

研修名	研修の内容	担当課
幼稚園新規採用教員研修会	幼稚園新規採用教員に対する法定研修 対象者：公立幼稚園新規採用教員 私立幼稚園新規採用教員(希望者)	義務教育課
10年経験者研修	在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じ資質向上を図るための法定研修	義務教育課
保育所特別保育事業等研修会	乳幼児期の保育に必要な知識及び指導技術の習得のための研修 対象者：主任保育士，保育士，栄養士等	青少年男女共同参画課

6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

〔任意記載事項：法第62条第3項，基本指針第三の五，別表第七の二〕

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整

市町村間で広域調整が整わない場合と市町村子ども・子育て支援事業計画作成時における県への協議や調整については、別途定める手続により行うこととします。

(2) 認定こども園，幼稚園，保育所の利用定員設定時等の調整

市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときや変更しようとするときに、あらかじめ行う知事への協議については、別途定める手続により行うこととします。

## 7 教育・保育情報の公表

〔任意記載事項：法第62条第3項，基本指針第三の五，別表第七の三〕

県は，施設・事業の透明性を高め，教育・保育の質の向上を促していくため，特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の教育・保育等の内容に関する事項等についてインターネット等で公表します。

## 第5章 子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援等

〔1～4は必須記載事項：法第62条第2項第4号及び5号，基本指針第三の四の5，別表第五の五〕

〔5は県独自記載事項〕

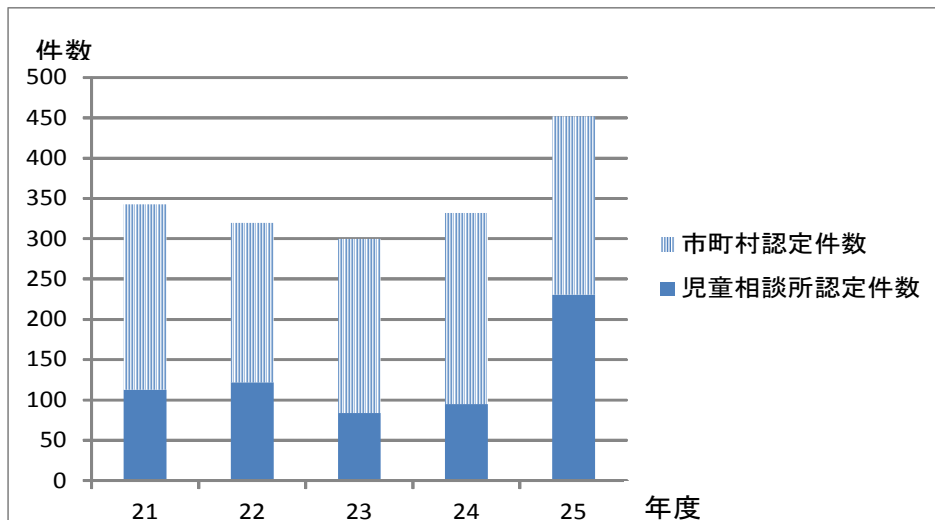
### 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防や早期発見，早期対応のためには，市町村の要保護児童対策地域協議会（※）による地域での見守り体制の充実と，専門機関である児童相談所の体制の充実強化が重要です。

また，市町村や児童相談所に寄せられる児童虐待の通告・相談が増加してきており，迅速な対応のため，住民に身近な相談窓口である市町村と専門機関である児童相談所の適切な役割分担を図るとともに，各関係機関と連携して対応する必要があります。

※ 要保護児童対策地域協議会  
要保護児童の適切な保護や支援を必要とする児童や妊婦への適切な支援を図るため，市町村や警察，学校等の関係機関・団体等により構成される組織

本県の児童虐待の認定件数の推移



（中央児童相談所調べ）

#### (1) 児童相談所の体制の充実強化

児童虐待対応の中心となる児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の専門職員の配置など体制の充実を図るとともに，専門的な知識や技術を必要とする対応や保護者への指導等を行うための専門性の確保に努めます。

## (2) 市町村や関係機関との役割分担と連携の推進

児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担を図るため、市町村をはじめ、保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、学校、警察、医療機関や女性相談センターその他の関係機関との情報共有による連携を強化します。

また、ケースに関する市町村との支援方針の協議などによる児童虐待の発生予防と早期対応に努めるとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会の関係者を対象とした研修等の実施により、協議会の機能強化や効果的な運営を支援します。

### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
「子ども虐待防止ネットワーク」会議の開催	県単位で、福祉・保健・学校・警察・医療機関等の関係機関・団体が集まり、児童虐待防止等について情報を共有し、協議、検討する会議の開催	子ども福祉課
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	各地域振興局・支庁単位で、児童虐待の早期発見や早期対応等について情報交換・相互協力を行うための連絡会議の開催	子ども福祉課
市町村要保護児童対策協議会の充実強化	各市町村における要保護児童対策地域協議会の活動について、児童相談所の助言等による支援	子ども福祉課
児童虐待防止に係る研修会の実施	市町村担当職員、主任児童委員、児童養護施設職員等を対象とした児童虐待に関する研修の実施	子ども福祉課

## (3) 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

妊娠・出産等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の充実を図ります。

また、養育を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、必要な支援に繋げるため、医療機関（産科、小児科等）等と市町村との連携や情報共有を図るために必要な環境整備や市町村の取組への支援を行います。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
女性健康支援センター等による相談体制の充実	一般相談窓口及び専門相談窓口を設置して思春期から更年期に至る女性に対し、望まない妊娠を含む妊娠、出産についての悩み等女性の健康に関する情報の提供や相談指導を実施	子ども福祉課
	母子保健関係者の資質の向上及び母子保健活動充実のための妊娠・出産・育児支援に関する研修を実施	

(4) 児童虐待防止についての意識啓発

児童虐待について県民に理解を深めてもらうため、リーフレットの配布やオレンジリボンキャンペーンの実施など積極的な広報・啓発を行い、地域で子どもを見守る取組を推進します。

(5) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等の重大事例について、市町村等と連携して検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

## 2 社会的養護体制の充実

子どもは親とともに生活しながら必要な支援を受けるものですが、近年増加している児童虐待や複雑・多様化する家庭・地域環境の問題等により親子分離が避けられない子どもについては、公的責任で社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護が必要です。

この状況に適切に対応し、子どもの健全育成と自立を支援するため、今後の社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護（里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）における養護をいう。）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等における養護をいう。）もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。

(1) 家庭養護の推進

家庭養護の推進を図るため、養育里親の新規登録を増やすとともに、里親への新規委託及びファミリーホームの開設を推進します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
里親の新規開拓	里親支援専門相談員の各施設への配置を促し里親の新規開拓を推進	子ども福祉課
里親支援の充実	里親支援専門相談員の資質の向上及び関係機関との情報共有を目的に連絡会議を開催	子ども福祉課
	レスパイトケア(※)や週末里親の活用，里親サロン等による相談を行い，里親の負担を軽減	
ファミリーホームの開設及び支援	各施設に，ファミリーホームの開設を働きかけるとともに，養育里親からのファミリーホームへの移行を促進	子ども福祉課

（※ レスパイトケア  
委託児童を養育している里親家庭が，一時的な休息のための援助を必要とする場合，他の里親や乳児院，児童養護施設を活用して当該児童の養育を目的とする制度）

(2) 家庭的養護の推進

地域小規模児童養護施設の開設及び小規模グループケアの実施施設が少ないことから，施設における家庭的養護の環境を整える必要があります。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
施設の小規模化及び施設機能の地域分散化	全施設に，小規模グループケアの実施を促進	子ども福祉課
	地域小規模児童養護施設を未実施の施設については，地域小規模児童養護施設又は，分園型小規模グループケアの実施を促進	

### (3) 専門的ケアの充実と人材の確保・育成

社会的養護を必要とする子どもは、被虐待児を含めさまざまな問題を抱えたケースが増えてきており、施設職員及び里親等には、より高度で専門的なケアの能力が必要とされることから研修や支援体制の充実を促進します。

#### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
施設職員の専門性の向上	施設職員の専門性の向上のため、各種研修内容の充実	子ども福祉課
里親の資質の向上	里親の資質向上のため、里親研修会等の支援事業の充実を図るとともに、里親支援専門相談員による相談・研修を推進	子ども福祉課
人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉系大学等のインターン生の積極的受け入れを促進</li><li>・新任職員及び経験年数の浅い職員に対する研修体制の整備を促進</li></ul>	子ども福祉課

### (4) 自立支援の充実

施設入所児童が社会において自立していけるようになるためには、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力をはじめ、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要があることから自立支援の充実を促進します。

#### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設における職業指導員の配置を促進</li><li>・職業指導員による児童の適性、能力等に応じた職業選択に関する助言、情報の提供</li></ul>	子ども福祉課



施策等	施策等の内容	担当課
アフターケアの充実	里親支援専門相談員や職業指導員の活用によるアフターケアの充実を促す	子ども福祉課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学や就労に際して、自立生活能力がな いまま施設退所等することがないよう 18歳以降の措置延長を積極的に活用</li> <li>・児童自立援助ホームの活用及び連携</li> </ul>	子ども福祉課

(5) 家族支援と地域支援の充実

施設入所児童については、家庭復帰に向けた親子関係の再構築、家庭復帰後の虐待の再発防止等を図る必要があります、家族支援等の充実に努めます。

また、施設等には地域における社会的養護の拠点として、関係機関と連携し、地域における子育て家庭への支援機関として機能の充実を図るよう促します。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
措置児童家族の支援	施設の家庭支援専門相談員による児童の家庭環境の調整等を行い、親子関係の再構築及び早期家庭復帰を促進	子ども福祉課
地域子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設への里親支援専門相談員の配置を促し、施設のソーシャルワーク機能の向上を促進</li> <li>・施設については、要支援児童等やその保護者等の相談及び支援の拠点となるよう促す</li> </ul>	子ども福祉課

## (6) 子どもの権利擁護の推進

平成24年3月に定められた児童養護施設運営指針において、子どもの尊重や最善の利益の考慮等、子どもの権利擁護について規定されています。

また、厚生労働省は、被措置児童等虐待の禁止について「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定し、県ではこれを受けて、平成25年3月に「鹿児島県被措置児童等虐待対応マニュアル」を策定しました。

被措置児童等虐待については、これらを踏まえ施設職員等への指示の徹底、入所児童等や関係機関への制度の周知等によりその予防と対応に取り組みます。

### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
施設職員等に対する子どもの権 防止に関する意 識の徹底	施設職員等の専門性の向上を図るため内部 研修会の実施を促進	子ども福祉課
	研修等を通じた施設運営指針、被措置児童 虐待対応マニュアルの内容の浸透	
入所児童等に対 する制度の周知	児童及び保護者への権利擁護に関する説明 等の促進	子ども福祉課
	施設における、意見箱等の活用を促進	

## 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (1) 子育て・生活支援策

ひとり親が、子どもの養育と仕事を一人で担い懸命な努力をする中で、子どものしつけや養育費の確保などの養育に関する問題や健康の維持管理など生活面に多くの問題や不安を抱えています。

このため、子育てと仕事の両立を図るための支援や住宅の確保、子どもの保育先の確保を含む日常生活に関する支援、健康の保持増進など生活の支援を図ります。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	就学等の自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して必要な援助、保育等を実施	子ども福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	母子家庭・父子家庭等の医療費の自己負担相当額の一部を助成をすることにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進の推進	子ども福祉課
母子自立支援員等設置費	母子自立支援員が、子育てや精神的、身体的な問題などの生活一般の相談に応じることで、地域で安定した生活を送るための精神的な支援	子ども福祉課
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、養育費の取得に関する相談等に応じるなどきめ細かな相談体制を整備	子ども福祉課

(2) **就業支援策**

ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保が極めて重要ですが、就業情報の確保や経験の不足などがあり、更に、経済情勢の悪化などにより雇用環境なども大変厳しい状況になっています。

また、母子家庭の母においては、正社員の割合が低く、収入も少ない状態となっています。

このため、母子家庭の母等の個々の事情に応じた就業支援体制の確保を図ります。

【推進のための主な施策等】

① 就業相談事業等

施策等	施策等の内容	担当課
ひとり親家庭等 就業・自立支援 センター事業	県母子寡婦福祉連合会の中に就業に係る総合的なアドバイスを行う就業相談員を配置し、母子家庭の母等の就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業安定機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供	子ども福祉課
母子自立支援員 等設置費	母子自立支援員が、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定するなど職業能力の向上や求職活動等への助言・指導を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター事業と連携して就業に関する相談や支援を実施	子ども福祉課

【推進のための主な施策等】

② 就業に向けた能力開発への支援

施策等	施策等の内容	担当課
ひとり親家庭等 就業・自立支援 センター事業	地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の技能、資格を取得するための就業支援講習会を実施するとともに、講習会を開催する際に児童を預かる託児サービスを実施	子ども福祉課

施策等	施策等の内容	担当課
ひとり親家庭自立支援給付金事業	<p>(1) 自立支援教育訓練給付金事業 就職支援のために必要な能力開発に取り組む母子家庭の母又は父子家庭の父を支援するため、あらかじめ指定する教育訓練講座を受講した方に対する受講費用の一部を支給</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給</p>	子ども福祉課

### (3) 経済的支援策

ひとり親家庭の世帯構成や就業形態は様々で、ほとんどの方が子育てをしながら就業していますが、収入は少ない状況になっています。

このため、母子家庭等の母等の経済的支援を図ります。

#### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
児童扶養手当給付事業	父又は母のいない家庭、父又は母が一定の障害がある児童の母又は父や、父母に代わって養育している方に対する手当の支給	子ども福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等に対し、子どもの修学に必要な修学資金や就職するために必要な技能を取得する場合、また、その間の生活安定を図るため、技能習得資金や生活資金などそれぞれの用途に合わせた12種類の資金の貸付	子ども福祉課

施策等	施策等の内容	担当課
ひとり親家庭等 たすけあい資金 貸付事業	県母子寡婦福祉連合会が、母子家庭、父子家庭及び寡婦の緊急な出費に対処するため生活資金等一時的に必要とする小口資金の貸付	子ども福祉課
ひとり親家庭医 療費助成事業	母子家庭・父子家庭等の医療費の自己負担相当額の一部を助成をすることにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を推進	子ども福祉課

#### 4 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

##### (1) 障害児に対する支援

市町村に対する乳幼児健診におけるスクリーニング技術の向上等に関する支援を通じて、障害の早期発見に努めるとともに、健診等で要経過観察となった障害のある児童に対しては、親子教室や児童発達支援事業による療育の場の提供等、地域において早期支援につなげる体制の構築を進めます。また、障害保健福祉圏域をベースに児童発達支援センターの充実を図るとともに、こども総合療育センターと市町村、児童発達支援センター、保育所・幼稚園、学校等の関係機関が連携して障害のある児童の支援を行う地域療育支援体制の整備を進めます。

障害児入所施設においては、障害の特性、重度化等の現状を踏まえた入所支援計画が作成され、障害のある児童一人ひとりのニーズに応じた支援が提供されるよう努めます。

なお、こども総合療育センターにおいては、主に発達障害のある児童等の診療や療育、地域療育の支援、肢体不自由児に対するリハビリなどを実施するほか、同センター内に設置している「発達障害者支援センター」において、発達支援から就労支援までライフステージに応じた相談や支援、発達障害の普及・啓発に努めます。

##### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
通所利用の障害児やその家族に対する支援	障害児通所支援事業所に通所している障害児やその家族に対する、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援	障害福祉課

施策等	施策等の内容	担当課
児童発達支援利用者の負担軽減	保育所や幼稚園に在籍しながら児童発達支援を利用している児童の保護者に対し、経済的な負担軽減を図るための、利用者負担額の一部助成	障害福祉課
施設に入所している障害児に対する支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等している障害児に対する、日常生活の指導及び知識技能の付与等の支援並びに治療	障害福祉課
地域療育支援体制の整備促進	発達障害が疑われる子どもとその保護者が、身近な地域で早期に継続した療育指導や支援を受けられるようにするための、市町村等の支援	障害福祉課
こども総合療育センターの診療・療育	こども総合療育センターでの、障害児全般にわたる総合相談や発達障害児等を対象とした外来による診療・療育等の実施	障害福祉課

## (2) 特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、また、国において提言がなされた、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進の観点から、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実や、就学先決定のための早期からの教育相談・支援体制を構築することなどが求められています。

本県においては、全ての公立幼稚園及び公立小中学校等で特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握等がなされ、校内支援体制は着実に整備されていますが、今後、個別の教育支援計画の作成・活用等により、就学前から学校卒業までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。

特別支援学校においては、児童生徒の社会自立に向けて教育機能を更に強化する必要があります。本県の特徴を踏まえて、特に高等部教育の充実が求められています。また、地域でのコーディネーター機能を発揮して、特別支援教育のセンター的役割を一層発揮することが求められています。

このようなことを踏まえ、障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育所及び小中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実に努めることなどにより、特別支援教育の一層の推進を図ります。

【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
障害者理解のための交流及び共同学習の推進	共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するための障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の積極的な推進	義務教育課
教育相談・就学相談体制の確立の促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会における早期からの教育相談・就学相談体制確立の促進</li> <li>・障害の状態や教育的ニーズ，保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断</li> </ul>	義務教育課
教職員研修の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員研修の充実による，障害のある児童生徒等が教育的ニーズに基づいて十分な教育を受けられるための支援の充実</li> <li>・地域の特別支援学級や通級指導教室などの教育資源活用の推進</li> </ul>	義務教育課
就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に設置された特別支援連携協議会の機能強化</li> <li>・関係機関との連携の下での個別の教育支援計画に基づく就学前から学校卒業後まで一貫した支援が受けられる体制の整備</li> </ul>	義務教育課
特別支援学校の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自校における職業教育の充実や域内の学校間連携によるセンター的機能の充実</li> <li>・本県の特性を踏まえた高等部教育の充実</li> </ul>	義務教育課



## 第6章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

〔任意記載事項：法第62条第3項，基本指針第三の五，別表第七の四〕

### 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### (1) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

少子化の進行の背景の一つとして、働き方をめぐる様々な課題があります。

仕事と生活の調和は、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。共働き世代が増加し人々の働き方や生き方が多様化する中、長時間労働により家族の団らんが持てない状況や就労と出産・子育てが二者択一になっている状況などがみられます。

このようなことから、男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることが重要となります。

このため、仕事と生活の調和についての気運を醸成するとともに、親が、子育てに関して職場で不利な扱いをされることなく、なるべく長い時間を子どもと共有できるよう職場優先の意識改革や男性を含めた働き方の見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を推進します。

#### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの促進	広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催，労働条件等の調査・公表を通じた，男性も含めた働き方の見直しや関係法令，各種助成制度の広報・啓発	雇用労政課
男女共同参画社会の促進	固定的性別役割分担意識を解消し，男女共同参画意識を醸成するためのセミナー等の実施	男女共同参画室

#### (2) 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し，企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進します。

### 【推進のための主な施策等】

施策等	施策等の内容	担当課
「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介	子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、企業の自主的な取組を促進	雇用労政課

### (3) 公共調達における優遇措置

県の建設工事入札参加資格の格付において、就業規則に育児休業制度又は介護休業制度を設けている場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合は加点を行います。

## 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のための基盤整備については、市町村と連携を図りつつ、認定こども園や保育所の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

待機児童の解消については、各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みに対し、確保方策を講じることにより、その解消を図ります。また、家庭と仕事の両立支援を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進するなど地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質の向上を図り、子育てと仕事を両立させやすい環境づくりに努めます。[具体的方策については、第4章 教育・保育等の推進に記載]